

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年11月30日

【会社名】 株式会社サイゼリヤ

【英訳名】 SAIZERIYA CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 堀埜 一成

【本店の所在の場所】 埼玉県吉川市旭2番地5

【電話番号】 048(991)9611(代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画室長兼財務部長 潮田 淳史

【最寄りの連絡場所】 埼玉県吉川市旭2番地5

【電話番号】 048(991)9611(代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画室長兼財務部長 潮田 淳史

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成28年11月29日開催の当社第44期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年11月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金18円 配当総額906,009,480円

効力発生日 平成28年11月30日

その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 2,800,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,800,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に必要な規定の新設・削除等所要の変更を行うものであります。

取締役の責任を会社法で定める範囲で取締役会の決議によって一部免除することができる旨の規定並びに業務執行取締役でない取締役との間で、責任限定契約を締結できるようにするための規定を新設するものであります。

上記条文の新設及び削除に伴い、条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）として、正垣泰彦、堀埜一成、益岡伸之、松谷秀治、長岡伸、織戸実、島崎孝二の7氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、柴田良平、岡田勉、渡辺晋の3氏を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額の決定ならびに取締役（監査等委員である取締役を除く）に対するストックオプションの報酬額及び内容決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額として年額500百万円以内（うち社外取締役分は50百万円）と定めるとともに、その個別の支給金額、支給時期、支給方法等は、当社の取締役会に委任するものであります。

また、上記報酬枠とは別枠で、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするストックオプションとしての報酬額を、年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円）と定めるものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額の決定ならびに監査等委員である取締役に対するストックオプションの報酬額及び内容決定の件

監査等委員である取締役の報酬額として年額50百万円以内と定めるとともに、その個別の支給金額、支給時期、支給方法等は、当社の監査等委員である取締役の協議に委任するものであります。

また、上記報酬額とは別枠で、監査等委員である取締役に対して、監査等委員としての職責を全うしつつも、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするストックオプションとしての報酬額を、年額20百万円以内と定めるものであります。

第7号議案 当社の取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬等の額を年額200百万円以内の金銭債権とするものであります。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社取締役会に決定を委任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	382,607	573	996	(注)1	可決 97.7
第2号議案	382,415	765	996	(注)2	可決 97.7
第3号議案				(注)3	可決
正垣 泰彦	377,525	5,655	996		96.4
堀埜 一成	379,811	3,369	996		97.0
益岡 伸之	380,818	2,362	996		97.3
松谷 秀治	380,832	2,348	996		97.3
長岡 伸	380,814	2,366	996		97.2
織戸 実	380,822	2,358	996		97.3
島崎 孝二	366,164	17,016	996		93.5
第4号議案				(注)3	可決
柴田 良平	379,543	3,637	996		96.9
岡田 勉	375,408	7,772	996		95.9
渡辺 晋	382,572	608	996		97.7
第5号議案	343,642	39,537	996	(注)1	可決 87.8
第6号議案	343,383	39,797	996	(注)1	可決 87.7
第7号議案	352,880	30,295	996	(注)1	可決 90.1

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、議決権の数の一部を集計しておりません。